

労働・助成金情報 特急便

第 142 号 (2024 年 11 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

2024 年 12 月 2 日から健康保険証が廃止され、健康保険証が発行されなくなります。
健康保険に加入している被保険者・被扶養者に「資格情報のお知らせ」が送付されます。この「資格情報のお知らせ」には、記号・番号などが記載されています。
今後の健康保険証の取り扱いについて、事前に従業員にお知らせすることで慌てることのないと思われます。ぜひ、12 月 2 日までにお知らせ下さい。

病院を受診するとき

マイナ保険証を持っていない場合

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナンバーカードを健康保険証と紐づけていない方は、現在使用中の健康保険証を、2025 年 12 月 1 日まで利用できます。

2025 年 12 月 1 日までに退職された場合、健康保険証は返納して下さい。それ以降は、自身で処分できます。

■ 2025 年 12 月 2 日以降

「資格確認書」(4~5 年の有効期限あり)が発行されます。

「資格確認書」の有効期限内に退職した場合は、返納する必要があります。

■ 2024 年 12 月 2 日以降に入社

健康保険証は発行されません。

マイナ保険証を持っていない場合は「資格確認書」が発行されます。

協会けんぽが確認して発行するため時間がかかりますが、取得時に申出することで発行が早まります。

有効期限内に退職した場合は、返納する必要があります。

マイナ保険証を持っている場合

記号・番号などが記載された「資格情報のお知らせ」が送付されます。

マイナ保険証が使用できない医療機関で受診する際に、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示することで受診できます。

「資格情報のお知らせ」のみでは、受診できません。

メリット

- 複数の医療機関を利用していても、薬の情報を医師や薬剤師に共有できます。(任意)
- 限度額適用認定証を提示しなくても、窓口負担額が高額療養費制度の限度額になります。
- 保険証としてずっと使えます。転職した際に、発行の手間が無い為すぐに医療機関にかかれます。

令和7年4月1日から育児・介護休業法の、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されます。これに伴い、就業規則の変更が必要になります。

就業規則の変更だけでなく、従業員の妊娠・出産等の申出があった際の、育児休業制度の個別周知・意向確認の説明にも修正が必要になります。

～育児休業法の改正点～

■ 子の看護休暇

「子の看護等休暇」に名称変更されます。

感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式にも利用が可能になります。

→就業規則の変更

<対象となる子の範囲>

現在の対象：小学校就学前の子

小学校3年生修了まで延長

→就業規則の変更

■ 所定労働の制限（残業免除）

現在の対象：3歳に満たない子

小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能

→就業規則の変更

■ 労使協定除外の仕組みの廃止

継続6か月未満の労働者の廃止

週の所定労働日数が2日以下の労働者は引き続き除外できます。

→就業規則の変更

■ 努力義務

3歳になるまでの子を養育する労働者にテレワークを追加

→テレワークを追加するのなら就業規則の変更

■ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大

従業員数300人超の企業に、育児休業の取得状況を公表することが義務付けられます。

<公表内容>

- ① 育児休業等の取得割合
- ② 育児休業等の育児目的休暇の取得割合

～次世代育成支援対策推進法の改正～

■ 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務（従業員100人以下の企業は、努力義務）

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。

- ① 計画策定時の育児休業取得状況・労働時間の状況把握等（PDCAサイクルの実施）
- ② 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する数値目標の設定